

令和5年度 中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和6年8月
新潟県上越市

利用上の注意

- 1 本実施状況は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第 12 の規定に基づき公表する資料であり、令和 5 年度の実施状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）を取りまとめた結果です。
- 2 表中に使用した記号は次のとおりです。
 - 「0」：表示単位に満たない数値があるもの
 - 「-」：事実が無いもの
- 3 単位未満で四捨五入しているものについては、合計とその内訳を積算した値が一致しない場合があります。
- 4 本実施状況中の略称は次のとおりです。
 - 「実施要領」：中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）
 - 「実施要領の運用」：中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知）

【本実施状況に関する問合せ先】

上越市 農林水産部農村振興課中山間地域農業対策室
中山間地域農業係
電話 025-520-5754（内線 2131）

1 集落協定及び個別協定の締結数

○ 令和5年度の協定数は87協定（集落協定¹73、個別協定²14）で、新たに集落協定が締結されたこと等により、令和4年度比で1協定の増。

- ・ 令和5年度に上越市が認定した協定数は、87協定（集落協定73、個別協定14）です。
- ・ 中郷区において新たに集落協定が締結されたことにより、令和4年度に比べて、1協定の増となりました。
- ・ また、全ての集落協定が「農業生産活動等³の体制整備として取り組むべき事項」である「令和6年度までの集落戦略⁴の作成」に取り組むこととし、体制整備単価（交付単価の10割）を適用しています。

○ 協定数の推移

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	82	74	79	86	87
集落協定	72	65	68	72	73
個別協定	10	9	11	14	14

¹ 集落協定：対象農用地において、農業生産活動等を行う農業者等の中で締結されるもので、協定の対象となる農用地の範囲や活動内容、交付金の使途等を定めたもの。（実施要領第6の2の(1)）

² 個別協定：対象農用地において、認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業のうち所定種類以上の受委託について締結されるもので、協定の対象となる農用地の範囲や活動内容、交付金の使途等を定めたもの。（実施要領第6の2の(2)）

³ 農業生産活動等：農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持・管理（実施要領第2の1の(2)）

⁴ 集落戦略：6から10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するためのもの。（実施要領の運用第7の1のオ）

○ 協定数の推移（地域自治区別）

区分	年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
計		82	74	79	86	87
集落協定		72	65	68	72	73
個別協定		10	9	11	14	14
金谷区		2	2	2	2	2
集落協定		2	2	2	2	2
個別協定		-	-	-	-	-
春日区		1	1	1	1	1
集落協定		1	1	1	1	1
個別協定		-	-	-	-	-
高士区		1	2	3	3	3
集落協定		1	1	2	2	2
個別協定		-	1	1	1	1
谷浜・桑取区		3	2	2	2	2
集落協定		2	1	1	1	1
個別協定		1	1	1	1	1
安塚区		4	5	5	7	7
集落協定		4	4	4	6	6
個別協定		-	1	1	1	1
浦川原区		16	15	15	19	19
集落協定		13	13	13	16	16
個別協定		3	2	2	3	3
大島区		5	6	6	7	7
集落協定		5	6	6	6	6
個別協定		-	-	-	1	1
牧区		13	11	11	11	11
集落協定		11	9	9	9	9
個別協定		2	2	2	2	2
柿崎区		5	1	2	2	2
集落協定		5	1	2	2	2
個別協定		-	-	-	-	-
頸城区		1	1	1	1	1
集落協定		1	1	1	1	1
個別協定		-	-	-	-	-
吉川区		14	13	15	15	15
集落協定		13	12	13	13	13
個別協定		1	1	2	2	2
中郷区		7	7	8	9	10
集落協定		7	7	7	7	8
個別協定		-	-	1	2	2
板倉区		3	3	3	2	2
集落協定		2	2	2	1	1
個別協定		1	1	1	1	1
清里区		3	1	1	1	1
集落協定		1	1	1	1	1
個別協定		2	-	-	-	-
三和区		1	1	1	1	1
集落協定		1	1	1	1	1
個別協定		-	-	-	-	-
名立区		3	3	3	3	3
集落協定		3	3	3	3	3
個別協定		-	-	-	-	-

2 協定農用地の基準別の面積及び交付額

- 令和5年度の協定農用地面積は2,731.4haで、新規取組協定が増えたことにより、令和4年度比で48.3haの増（同1.8%の増）。
- 令和5年度の交付金額は、605,964千円で、協定農用地の増や加算措置の新規取組などにより、令和4年度比で18,072千円の増（同3.0%の増）。

(1) 協定農用地の基準別の面積

- ・ 令和5年度の協定農用地面積は2,731.4haで、令和4年度に比べて48.3ha（同1.8%）増加しました。
- ・ 農用地の基準別では、新規取組協定が増えたことに伴い、急傾斜農用地¹が令和4年度に比べて8.8ha増となる1,868.5ha、緩傾斜農用地²が39.5ha増となる850.0haとなりました。
- ・ 地域自治区別では、新規取組協定が1増となった中郷区（令和4年度比37.3ha増・29.6%増）のほか、浦川原区（同比4.1ha増・2.5%増）、牧区（同比2.2ha増・0.5%）、大島区（同比1.9ha増・0.6%増）で協定農用地が増加しました。

（単位：ha）

基準別	令和4年度	令和5年度	比較増減
計	2,683.1	2,731.4	48.3
急傾斜農用地	1,859.7	1,868.5	8.8
緩傾斜農用地	810.5	850.0	39.5
高齢化率・耕作放棄率 ³	12.9	12.9	0

(2) 交付額

- ・ 令和5年度に交付した交付金の総額は605,964千円で、令和4年度に比べて18,072千円の増となりました。
- ・ 交付金の支払対象となる協定農用地の増や加算措置の新規取組などにより、傾斜農用地等への交付金で5,006千円の増、加算措置で13,066千円の増となりました。

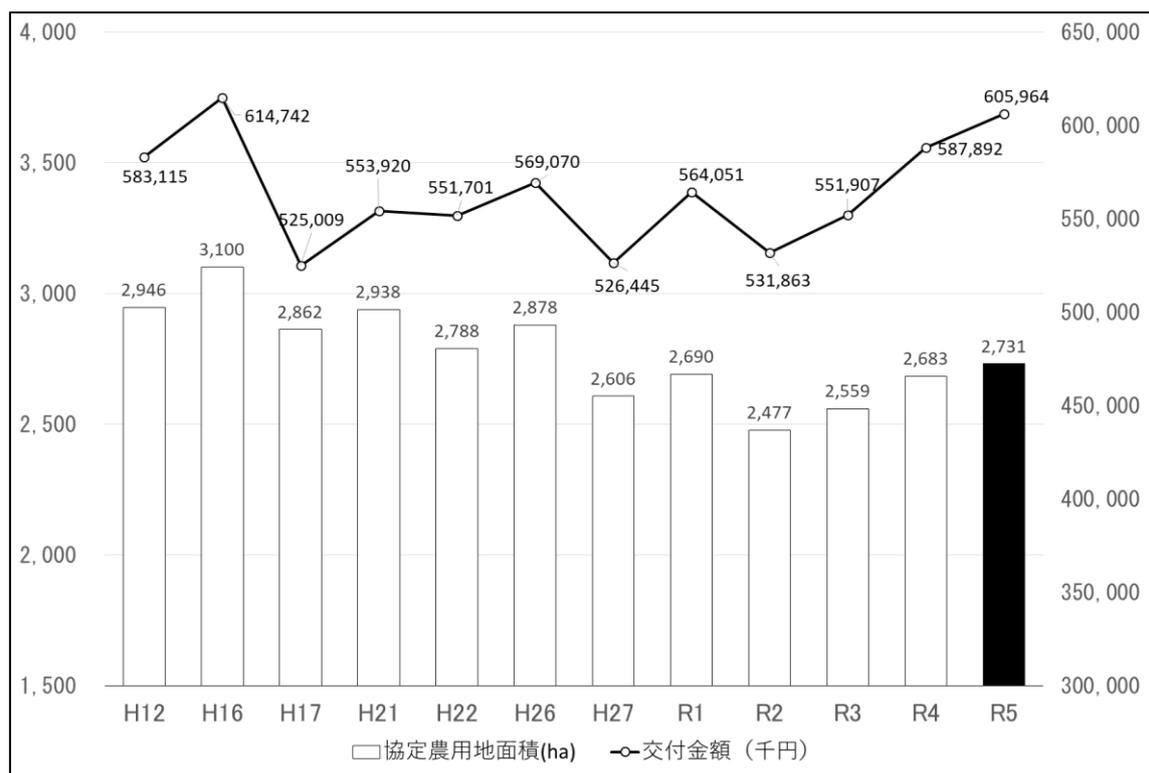
（単位：千円）

交付金区分別	令和4年度	令和5年度	比較増減
計	587,892	605,964	18,072
傾斜農用地等交付金	456,403	461,409	5,006
加算措置	131,489	144,555	13,066

○地域自治区別協定農用地面積及び交付金額

	令和4年度		令和5年度		比較増減	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
計	2,683.1	587,892	2,731.4	605,964	48.3 (1.8%)	18,072 (3.1%)
金谷区	5.8	1,592	5.8	1,592	-	-
春日区	1.1	190	1.1	190	-	-
高士区	65.2	9,992	65.2	9,064	-	▲ 928 (▲ 9.3%)
谷浜・桑取区	93.1	13,981	92.1	16,990	▲ 1.0 (▲ 1.1%)	3,009 (21.5%)
安塚区	369.7	86,257	371.3	86,646	1.6 (0.4%)	389 (0.5%)
浦川原区	165.8	22,447	169.9	22,774	4.1 (2.5%)	327 (1.5%)
大島区	342.2	78,188	344.1	84,604	1.9 (0.6%)	6,416 (8.2%)
牧区	453.7	113,861	456.0	114,085	2.3 (0.5%)	224 (0.2%)
柿崎区	272.8	56,340	273.1	55,708	0.3 (0.1%)	▲ 632 (▲ 1.1%)
頸城区	9.6	764	9.6	764	-	-
吉川区	230.3	44,304	230.3	43,310	-	▲ 994 (▲ 2.2%)
中郷区	125.8	19,610	163.0	22,205	37.2 (29.6%)	2,595 (13.2%)
板倉区	199.3	48,852	199.4	56,069	0.1 (0.1%)	7,217 (14.8%)
清里区	217.0	66,736	217.1	66,621	0.1 (0.0%)	▲ 115 (▲ 0.2%)
三和区	4.0	361	4.0	481	-	120 (33.3%)
名立区	127.7	24,416	129.4	24,863	1.7 (1.3%)	447 (1.8%)

【参考】協定農用地面積及び交付金総額の推移



¹ 急傾斜農用地：勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上のもの（実施要領第4の2の(1)）

² 緩傾斜農用地：勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満のもの（実施要領第4の2の(4)のア）

³ 高齢化率・耕作放棄率：農林業センサス（農林業経営体調査）に基づく高齢化率・耕作放棄率が一定水準以上の集落に存する農用地（実施要領第4の2の(4)のイ）

3 集落協定の概要

- 集落協定当たりの農用地面積は、ほぼ横ばいだが、参加者数が年々減少しており、1人当たりの管理面積が増加。
- 協定農用地面積規模別では、15ha未満が全体の過半を占める。

(1) 1集落協定当たりの平均値

- ・ 令和5年度の1集落協定当たりの平均値は、協定参加者数40人、協定農用地面積36ha、交付金額815万円となっています。

区 分		1集落協定あたりの平均				協定参加者 1人当たり
		協定参加者数 (人)	協定農用地面積 (ha)	交付金額 (万円)	共同取組活動配 分割率(%)	交付金額(万円)
R5	上越市平均	40	36	815	47.9	21
参考	R4上越市平均	40	36	802	47.8	20
	R3上越市平均	41	37	800	47.0	20
	R2上越市平均	46	37	808	47.7	18
	R元上越市平均	56	36	763	46.9	14
	H30上越市平均	60	36	757	46.9	13

(2) 規模別集落協定数

- ・ 協定農用地面積別にみると、15ha未満の協定が全体の過半となる57.5%を占めています。

区 分	R5 協定数	割合	参考 R4 協定数
5ha未満	15	20.5%	15
5ha以上10ha未満	16	21.9%	16
10ha以上15ha未満	11	15.1%	11
15ha以上20ha未満	8	11.0%	8
20ha以上30ha未満	7	9.6%	7
30ha以上50ha未満	4	5.5%	3
50ha以上100ha未満	6	8.2%	6
100ha以上	6	8.2%	6
計	73	100.0%	72

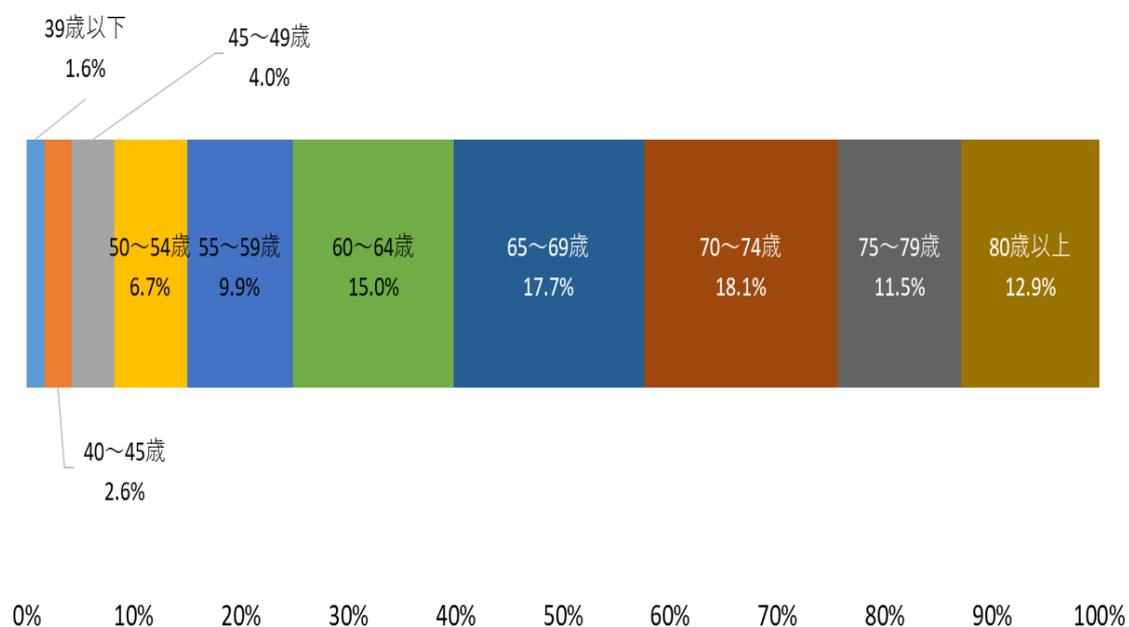
(3) 集落協定への参加状況

- ・ 集落協定に参加した人は2,899人であり、そのうち農業者・農業法人・農業生産組織等が全体の75.6%を占めています。また、非農業者の参加は、633人で全体の21.8%となっています。
- ・ 参加者を年齢別にみると、60歳以上が全体の75.2%を占めていますが、39歳以下から80歳以上まで各階層に広く分布しています。

○集落協定参加者の内訳

区分	協定参加者 総計	農業者(人)	農業法人数	農業生産組 織数	土地改良区	水利組合	非農業者 (人)	その他
人数	2,899	2,108	62	23	-	27	633	46
構成比	...	72.7%	2.1%	0.8%	-	0.9%	21.8%	1.6%

○集落協定参加者の年齢別割合



4 農業生産活動等の実施状況

- 9割の集落協定が、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を集落の目指す将来像として規定し、その実現方策として、約7割の集落協定において「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」を計画。
- 交付金の活用方法は、共同取組活動に47.9%を充て、残る52.1%を参加農業者個人に配分。
- 「棚田地域振興活動加算」などの加算措置を活用した取組が行われ、令和4年度比13,066千円増の144,555千円を交付。

(1) 集落マスタープラン

- ・ 集落の目指すべき将来像としては「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が90.4%で最も多く、将来像を実現するための活動方策としては、「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」が74.0%で最も多くなっています。

○ 集落の将来目指すべき将来像

	集落協定 総数	① 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	② 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③ 協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等様々な工夫により再生可能な所得を確保	④ その他
協定数	73	66	22	5	12
総数に占める割合	...	90.4%	30.1%	6.8%	16.4%

○ 将来像を実現するための活動方策

	集落協定 総数	将来像を実現するための活動方策									
		① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	② 高付加価値型農業	③ 農業生産条件の強化	④ 担い手への農地集積	⑤ 担い手への農作業の委託	⑥ 新規就農者等による農業生産	⑦ 地場産農産物等の加工・販売	⑧ 消費・出資の呼び込み	⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	⑩ その他
協定数	73	30	5	16	18	7	4	5	1	54	21
総数に占める割合		41.1%	6.8%	21.9%	24.7%	9.6%	5.5%	6.8%	1.4%	74.0%	28.8%

(2) 農業生産活動等－耕作放棄の防止等の活動

- 耕作放棄の防止等の活動においては、「農地の法面管理」が 91.8%と最も多く、次いで「柵、ネットの設置等鳥獣被害防止」が 79.5%となっています。

集落協定 総数	① 賃借 権設定・農 作業の委 託	② 既荒 廃農用地 の復旧・林 地化・畜産 的利用	③ 既荒 廃農用地 の保全管 理	④ 農地 の法面管 理	⑤ 柵、 ネットの設 置等鳥獣 被害防止	⑥ 限界 的農地の 林地化	⑦ 簡易 な基盤整 備	⑧ 担い 手の確保	⑨ 地場 農産物の 加工・販売	⑩ その 他(土地改 良事業、 災害復 旧、地目 変更等)	
協定数	73	34	-	4	67	58	-	6	10	13	2
総数に 占める割合		46.6%	-	5.5%	91.8%	79.5%	-	8.2%	13.7%	17.8%	2.7%

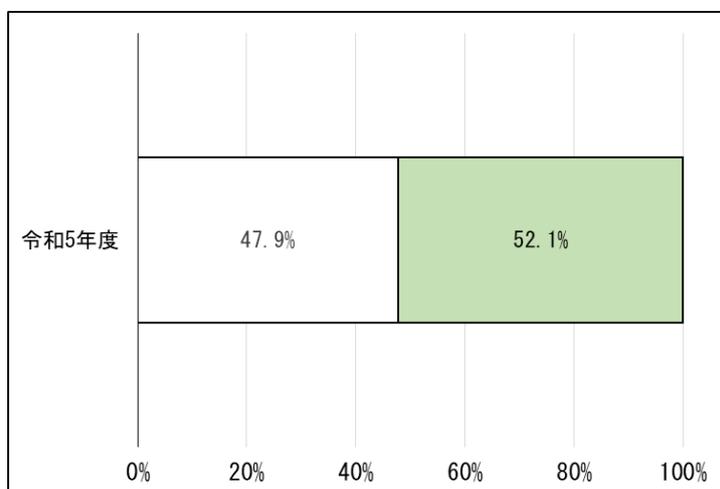
(3) 農業生産活動等－多面的機能を増進する活動

- 多面的機能を増進する活動においては、「周辺林地の下草刈り」が 61.6%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」が 35.6%となっています。

協定総数	1 国土保全機能を高める取組		2 保健休養機能を高める取組				3 自然生態系の保全に資する取組				⑮ その他 活動	
	① 周辺林 地の下草刈 り	② 土壌流 亡に配慮し た営農	③ 棚田 オーナー制 度	④ 市民農 園等の開 設・運営	⑤ 体験民 宿(グリーン ン・ツーリ ズム)	⑥ 景観作 物の作付け	⑦ 魚類・ 昆虫類の保 護	⑧ 鳥類の 餌場の確保	⑨ 粗放的 畜産	⑩ 堆きゆう 肥の施肥、 拮抗作物の 利用、合 鴨・鰻の利 用、輪作の 徹底、緑肥 作物の作付		
協定数	73	45	2	1	1	3	26	5	19	-	1	4
総数に 占める割合	...	61.6%	2.7%	1.4%	1.4%	4.1%	35.6%	6.8%	26.0%	-	1.4%	5.5%

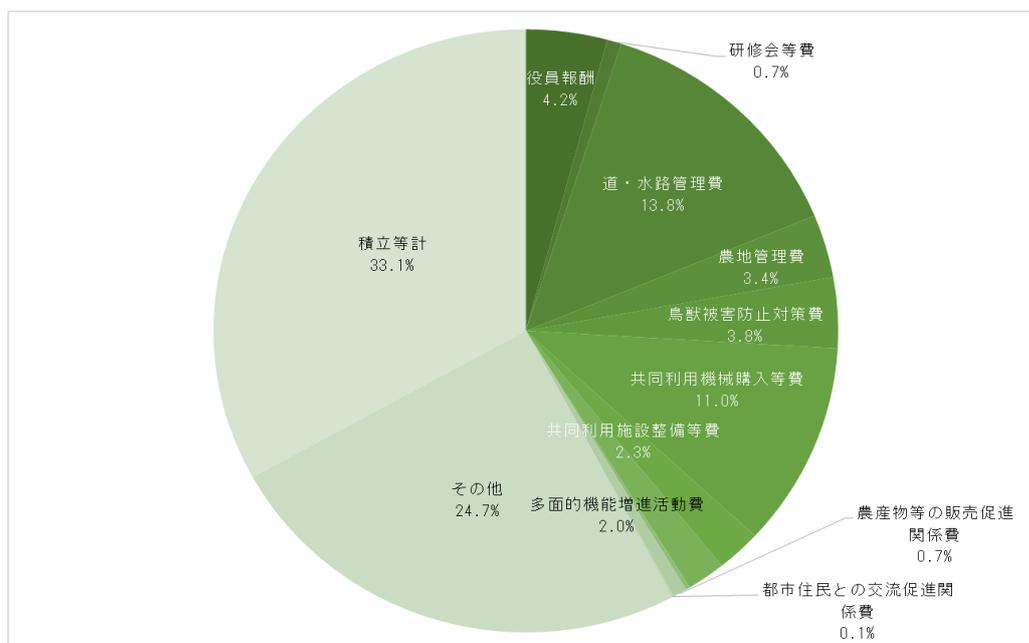
(4) 交付金の配分割合

- 交付金の配分割合は、共同取組活動⁴に 47.9%、参加する農業者への個人配分が 52.1%となっています。



(5) 交付金の使途（共同取組活動）

- 共同取組活動に充てられた交付金の使途としては、計画的な機械・施設の導入や工事に充てるための「積立等」が33.1%となっており、道・水路管理や農地の管理に充てたものが合わせて13.8%となっています。



(6) 加算措置の取組状況

- 新たに1協定が「棚田地域振興活動加算」に取り組んだほか、別の1協定が「集落機能強化加算」と「生産性向上加算」の両方に新たに取り組んだことにより、令和4年度に比べ、加算措置の対象面積が199.2ha、金額が13,066千円の増となっています。
- 「棚田地域振興活動加算」に移行したことに伴い、「超急傾斜農地保全管理加算」が令和4年度比で減少したほか、国費配分額の減額に伴い、「集落協定広域化加算」及び「生産性向上加算」の交付額が同比で減少しました。

	令和4年度			令和5年度			比較増減(増減比)		
	協定数	面積(ha)	金額(千円)	協定数	面積(ha)	金額(千円)	協定数	面積(ha)	金額(千円)
加算措置	27	2,617.3	131,489	28	2,816.5	144,555	1	199.2 (7.6%)	13,066 (9.9%)
棚田地域振興活動加算	15	689.3	78,672	16	859.7	98,818	1	170.4 (24.7%)	20,146 (25.6%)
超急傾斜農地保全管理加算	11	527.6	31,462	10	474.3	28,162	▲1	▲53.3 (▲10.1%)	▲3,300 (▲10.5%)
集落協定広域化加算	5	633.8	8,215	5	634.1	5,190	-	0.3 (0.0%)	▲3,025 (▲36.8%)
集落機能強化加算	7	539.2	7,424	8	533.4	7,545	1	▲5.8 (▲1.1%)	121 (1.6%)
生産性向上加算	5	227.4	5,716	6	315.0	4,840	1	87.6 (38.5%)	▲876 (▲15.3%)

※協定数の計は、加算措置に取り組む協定の実数

⁴ 共同取組活動：集落協定に基づいて参加農業者等が協力して実施する農地の保全や農道・水路等の管理、その他農業生産活動等の体制整備に向けた活動

5 農業生産活動等の体制整備の実施状況

- 73 の全集落協定が農業生産活動等の体制整備に向けた「集落戦略」を令和6年度までに作成予定。
- 令和5年度で集落戦略を作成済としたのは4集落協定。

- ・ 市内73の全集落協定で、農業生産活動等の体制整備に向けた「集落戦略」を令和6年度までに作成することとしており、交付金の体制整備単価の適用を受けています。
- ・ 令和5年度で集落戦略を作成済としたのは4集落協定で、農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画⁵」の作成に向けた地域内の協議等を通じて、引き続き、集落戦略の作成に向けた話合いが行われているほか、一部協定において、不備・不足箇所の補完作業が行われています。

作成状況	協定数
集落において作成中	41
集落から市に提出があり、市から指導助言を実施中	28
要件を全て満たす集落戦略が市に提出済み	4

⁵ 地域計画：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づいて市町村が作成する計画であり、人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するための計画。